

○ もっとも簡単な遺言

遺 言 書

遺言者東山太郎は、この遺言書により次のとおり遺言する。

1. 財産は全て妻東山春子に相続させる。
2. この遺言の遺言執行者として、〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号北村一夫を指定する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

遺言者 東 山 太 郎^印

※ 作成の要点

- ・この遺言書は、法定相続人が妻と兄弟姉妹のときに利用されます。
- ・子がありませんから、妻に全財産を渡し、兄弟姉妹には渡したくない場合に利用します。

兄弟姉妹には遺留分がありませんから、この遺言書で十分です。